

学校及び救護施設指定取扱規則（昭和 62 年 4 月 1 日四国旅客鉄道株式会社公告第 2 号）

第 1 章 総 則

（この規則の目的）

第 1 条 この規則は、四国旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が、旅客営業規則（昭和 62 年 4 月四国旅客鉄道株式会社公告第 1 号。以下「旅客規則」という。）によつて学校の学生等又は救護施設の被救護者等に割引普通乗車券等を発売する場合にその対象となる学校及び救護施設の指定並びにこれに関連する事項の取扱方を定め、もつて事務の適正化を図ることを目的とする。

第 2 章 指定学校

（指定学校等の定義）

第 2 条 この規則において「指定学校」とは、次の各号の 1 に該当する施設をいう。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の規定による小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校及び幼稚園。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部にあつては、当社の指定を受けた学校に限る。
 - (2) 前号以外の国公立の学校（その他の教育施設を含む。以下国公立の学校について同じ。）であつて、当社の指定を受けた学校
 - (3) 学校教育法第 124 条及び同法第 134 条の規定によつて設立した私立学校であつて、当社の指定を受けた学校
 - (4) 外国の大学、大学院又は短期大学の日本校のうち、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 155 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項第 7 号又は第 156 条第 3 号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定したものであつて、当社の指定を受けた学校
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項の規定による国際連合大学。ただし、当社の指定を受けた場合に限る。
- 2 この規則において「指定学校の学生・生徒・児童又は幼児」とは、次の各号に掲げる指定学校の部科等（以下「部科」という。）に在学し、教育を受ける者をいう。

- (1) 前項第 1 号に規定する学校の場合

学校教育法の定めによる通常のエ育課程を行う部科。ただし、単位制高等学校教育規程（昭和 63 年文部省令第 6 号。）第 9 条に規定する科目履修生は除く。

- (2) 前項第 2 号に規定する学校及び同項第 3 号に規定する学校で、学校教育法第 134 条の規定によるものの場合

学校教育法施行規則等当該学校の設置に関する法令に規定する部科

- (3) 前項第 3 号に規定する学校で、学校教育法第 124 条の規定によるものの場合

専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）第 2 条第 1 項に規定する学科に属する分野

- (4) 前項第 4 号に規定する学校の場合

学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項第 7 号又は第 156 条第 3 号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学

校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定する課程

(5) 前項第5号に規定する学校の場合

当社が指定した課程

(指定学校としての指定条件)

第3条 前条第1項第1号ただし書及び第2号の学校についての指定学校としての指定は、設立の告示があつた学校であつて、次の各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めたものについて行う。

- (1) 修業期間は、連続して12箇月以上となつていないこと。
- (2) 授業時数は、1年間に700時間以上を基準として定めていること。
- (3) 生徒の部科別の定員は、40人以上となつていないこと。ただし、特殊な教育を行う学校の部科にあつては、20人以上とする。
- (4) 教育課程及び生徒数に応じた必要数の教員が置かれていること。ただし、その最低は、3人とする。
- (5) 入学期又は卒業期は、年2回以内であつて、固定していること。ただし、特殊な教育を行う学校にあつては年3回までとする。
- (6) 学則に定めている入学期又は卒業期以外の月に入学させ、又は卒業させていないこと。
- (7) 1週間の授業日数は5日以上、1週間の授業時数は18時間以上となつていないこと。
- (8) 短期修業又は一部学科の専修を認めていないこと。

2 前条第1項第3号の学校についての指定学校としての指定は、次の各号に定めるところにより、前項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めた学校について行う。

- (1) 学校教育法第124条の規定によつて設立した私立学校にあつては、監督庁の認可を得ていること。
- (2) 学校教育法第134条の規定によつて設立した私立学校にあつては、監督庁の認可の日、開校の日のいずれの日からも1箇年を経過していること。

3 前条第1項第4号の学校についての指定学校としての指定は、学校教育法施行規則第155条第1項第4号、同条第2項第7号又は第156条第3号の規定により文部科学大臣の指定を受け、第1項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めた学校について行う。

4 前条第1項第5号の学校についての指定学校としての指定は、第1項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めた場合に行う。

(指定の申請)

第4条 学校の代表者は、第2条第1項第1号ただし書又は第2号から第5号までに規定する指定学校として指定を受けようとする場合は、学校指定申請書類を、学校所在地もより駅を所管する旅客鉄道会社（以下「所管の旅客鉄道会社」という。）に提出するものとする。この場合、分校にあつては、本校とは別個の学校として申請するものとする。

2 学校指定申請書類は、次のとおりとする。

(1) 学校指定申請書

学 校 指 定 申 請 書	
年 月 日	
.....殿	
所 在 地	
学 校 名	
代 表 者	氏 名 職印
当校を学校及び救護施設指定取扱規則第 条第 項第 号に規定する指定学校として指定されるよう、次の書類をそえて、申請します。 1 設立の告示又は認可書の写 2 学則 3 部科別の生徒現在数及び教員の現在数を記載した書類 4 1週間に行う部科別の授業科目及びその時間数を記載した書類 5 もより駅及び当社線利用の状況を記載した書類	

(2) 設立の告示、認可書又は学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項第 7 号又は第 156 条第 3 号の規定による文部科学大臣の指定の告示の写（以下これらを「設立認可書等」という。）

(3) 学則

監督庁に届け出ずみのものであつて、次の事項が記載されているもの。ただし、学則中にこれらの事項が記載されていないときは、これに代る書類を学則に添付するものとする。

イ 修業年限・学年・学期及び授業を行わない日（休業日）に関する事項

ロ 部科の組織に関する事項

ハ 学科課程及び授業時数に関する事項

ニ 部科別定員及び教職員の組織に関する事項

ホ 入学・退学・転学・休学及び卒業に関する事項

ヘ 第 2 条第 1 項第 1 号ただし書の学校が高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第 2 条に規定する面接指導又は大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第 3 条若しくは短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第 3 号）第 3 条に規定する面接授業（以下これらを「面接授業」という。）を在籍校所在地と異なる場所（高等学校の通信制の課程にあっては、高等学校通信教育規程第 3 条第 1 項 1 号に規定する面接指導等実施施設に限る。）（以下、在籍校所在地と異なる場所にあって面接授業を行う施設を「面接授業会場」という。）で行う場合は、当該面接授業会場名（呼称がある場合）、住所、連絡先及びもより駅に関する事項

- (4) 部科別の在籍生徒現在数及び教員の現在数を記載した書類
- (5) 1週間に行う部科別の授業科目及び授業時間数を記載した書類
- (6) 学校所在地のもより駅及び当社線利用の状況を記載した書類

(指定及び指定の取消し)

第5条 前条の規定による指定の申請があつた場合は、これを審査し、指定を適当と認めるものについては、指定学校として指定し、当該学校の代表者に、次の書式による学校指定書を交付する。ただし、学校指定書交付後であつても、第3条第1項に規定する指定学校としての指定条件を具備していないと認めたときは、当該学校の指定学校としての指定を取り消すことがある。

表

学 校 指 定 書			
記 号 番 号 年 月 日			
長 殿			
.....長 公印			
貴校 { } を学校及び救護施設指定取扱規則第 条第 項第 号に規定する指定学校として指定し、 年 月 日から 年 月 日まで貴校（指定部科）の学生・生徒に対して旅客営業 規則所定の旅客運賃割引の取扱いをいたします。			
指定番号 			

裏

割引証・証明書類の取扱方その他については、学校及び救護施設指定取扱規則による外、次の各項によつてください。 1 学校学生生徒旅客運賃割引証は、監督庁に請求すること。 2 学校学生生徒旅客運賃割引証・通学証明書及び証明書の発行及び出納については、出納簿及び発行台帳を備えつけその状況を明らかにし、発行の際は発行台帳に対して契印を押すこと。 3 次の各号の1に該当する場合は、直ちに所管の旅客鉄道会社に届け出ること。 (1) 校名又は部科名の変更 (2) 部科の新設・統合・分離及び改廃 (3) 学則の変更 (4) 所在地の変更 (5) 休校及び廃校 4 当社の係員が発行及び出納状況について監督する場合は、これに協力すること。 5 指定期限以後に引き続き指定学校としての指定を受けようとする場合は、指定期限の3箇月前までに申請すること。 6 その他不明の点は、もより駅の駅長に連絡すること。

- 2 前項の規定による指定学校としての指定は、部科を設けている学校については、部科ごとに指定する。
- 3 第1項の規定により指定を受けた学校の代表者は、次の書式による請書を所管の旅客鉄道会社に提出しなければならない。

請 書			
年 月 日			
.....殿			
指定番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table>		
所在地			
学校名			
代表者	氏.....名 <table border="1"><tr><td>職印</td></tr></table>	職印	
職印			
今回当校 { } が学校及び救護施設指定取扱規則第 条第 項第 号に規定する指定学校として指定を受けましたので、今後割 引証・通学証明書及び証明書の発行・使用等については、鉄道諸規則 を遵守し、万一これに違背したときは、学校及び救護施設指定取扱規 則に定める御処分を受けても、異議を申しません。			

(指定期間の限定)

第6条 第2条第1項第1号ただし書きに規定する通信による教育を行う学校の通信教育部であつて、学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程を指定学校として指定する場合及び第2条第1項第2号から第5号までに規定する指定学校として指定する場合は、期間を限定して行う。

(継続指定の申請)

第7条 前条により指定期間を限定された指定学校が、指定期限後に引き続き指定学校としての指定を受けようとするときは、当該学校の代表者は、指定期限の3箇月前までに、第4条に規定する指定申請の手続を行わなければならない。この場合には、設立認可書等の提出を省略することができる。

2 前項の規定により提出する学校指定申請書の本文には、継続申請である旨及び指定番号を附記するものとする。

(指定部科としての追加申請及び指定変更の申請)

第8条 指定学校が、既に指定されている部科以外の部科について指定部科として追加指定を受けようとする場合及び学則の変更によりその既指定部科の内容に変更を生じた場合は、当該学校の代表者は、次の書式による学校指定変更願を所管の旅客鉄道会社に提出するものとする。

学 校 指 定 変 更 願	
年 月 日	
..... 殿	
指定番号	
所在地	
学校名	
代表者	氏 名 職印
当校に対する指定を、次の通り変更されるよう別紙書類をそえて、お願いします。	
1 変更年月日	
2 変更指定内容 { 旧 新	
3 変更事由	

2 指定部科としての追加申請については、前項の規定による外、第4条第2項及び第6条の規定を準用する。ただし、当社において特に支障がないと認めたときは、設立認可書等の提出を省略することができる。

3 指定学校が、校名・部科名・所在地・もより駅・面接授業会場等に変更を生じたときは、当該学校の代表者は、前各項の規定に準じ、すみやかに指定変更願を提出するものとする。

(休校及び廃校の届出)

第9条 指定学校を休校し、又は廃校するときは、当該学校の代表者は、監督庁に届け出た後10日以内に、次の書式による休校届又は廃校届を、所管の旅客鉄道会社あて提出するものとする。

休 校 (廃校) 届	
平成 年 月 日	
----- 殿	
指定番号	
所 在 地	-----
学 校 名	-----
代 表 者	氏 名 職印
当校は、次の通り休校（廃校）しますので、お届けします。	
1 休校（廃校）年月日	
2 休校（廃校）事由	

(学割証の交付)

第10条 指定学校の学生又は生徒に対する旅客規則第29条に規定する学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の交付は、学校の代表者（短期大学以外の大学における学部長、教養部長及び学習センター所長、大学院における研究科の長、第2条第1項第3号に規定する学校以外の学校の分校・分教場等の長を含む。以下同じ。）において行うものとする。

(学割証の発行方)

第 11 条 指定学校の代表者は、学割証を学生又は生徒に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押したうえ、交付するものとする。

- (1) 発行番号
- (2) 学校種別又は指定番号
- (3) 部科及び学年
- (4) 学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号
- (5) 氏名及び年齢
- (6) 有効期限（通信による教育を行う学校にあつては、有効期間）
- (7) 発行年月日
- (8) 学校所在地（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業会場又は試験会場所在地を含む。）
- (9) 学校名
- (10) 学校代表者氏名

2 前項に掲げる学割証を交付する場合の記入事項の記入方は、次の各号の例によるものとする。以下この章中、通学証明書及び証明書についてもまた同じ。

(1) 前項第 2 号に規定する学校種別又は指定番号の記入方は、次の例によるものとする。

(例)

第 2 条第 1 項第 1 号の学校	「高等学校」
同号ただし書に規定する通信による教育	「広高東京 1」
を行う学校の通信教育部であつて、学校教育法第	
54 条第 3 項に規定する広域の通信制の課程	
同項第 2 号の学校	「準東京 1」
同項第 3 号の学校	「大 阪 2」
同項第 4 号及び第 5 号の学校	「外東京 3」

(2) 前項第 8 号に規定する学校所在地の記入方で、通信による教育を行う学校の面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合の記入方は、次の例によるものとする。

(例)

(面接授業会場) 東京都〇〇区△△ 1—2—3
学校所在地 北海道〇〇市△△町 4—5—6

3 新たに入学する学生又は生徒に対する学割証の交付は、本人が当該指定学校への入学手続を完了し、学校の代表者が証明書を本人に交付したものについては、学年の始期以前であつてもこれを行うことができる。ただし、学年の始期以前に発行する学割証には、その表面余白に「何月何日から有効」の例により学年の始期を赤書きしなければならない。

4 卒業する予定の学生又は生徒に対する学割証の交付は、学年の終期まで行うことができる。ただし、学年の終期前に発行する学割証の有効期間が学年の終期をこえるものにあつては、その表面余白に「何月何日まで有効」の例により学年の終期を赤書きしなければならない。

(注)「学年の始期」とは、学年の始まる月の初日（単位制高等学校教育規程に規定する単位制による課程（以下「単位制課程」という。）で学期の区分に従い入学させる場合にあつては、当該学

期の始まる月の初日。)をいい、「学年の終期」とは、学年の終る月の最後の日（単位制課程で学期の区分に従い卒業させる場合にあっては、当該学期の終る月の最後の日。）をいう。

- 5 旅客規則第 39 条の規定による通学用割引普通回数乗車券を購入する通信による教育を行う大学の学生及び高等学校の生徒に対して交付する学割証は、通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証を使用し、同割引証には、第 1 項の規定によるほか、乗車区間欄に通学区間を、乗車券の種類欄には「回数」と記入するものとする。この場合、旅客規則第 39 条第 1 項第 1 号に規定する学生に対して交付する学割証は、割引コード番号の「47」を○で囲むものとする。
- 6 学割証の発行者が記入する事項は、誤つて記入した事項に限り、その箇所に発行者の職印を押して訂正することができる。

（学割証出納簿及び学割証発行台帳の整備）

第 12 条 指定学校の代表者は、学割証の出納及び交付については、学割証出納簿及び学割証発行台帳を備えつけ、出納及び交付の状況を常に明らかにしておかなければならない。

- 2 学割証出納簿及び学割証発行台帳の書式は、次の通りとする。

（1）学割証出納簿

年月日	受入れ	払出し	残存枚数	取扱者印	代表者印	記 事
			以下略			

（注 1）学割証の配付を受けたときは、年月日欄に受入れ年月日を、受入れ欄に受入れ枚数を記入する。

（注 2）払出し欄には、月末日にその月の学割証の発行及び廃紙の総枚数を記入して、残存枚数と保管中の枚数との一致を確認する。この場合、年月日欄には月末整理日を記入し、記事欄には廃紙とした場合に「何月分内廃紙何枚」と記入する。

（2）学割証発行台帳

発 行 年月日	割引証 番 号	使 用 者		契 印	記 事
		部科学年	氏 名		
			以下略		

（注 1）書き損じた学割証を廃紙とした場合は、記事欄にその旨を記入する。

（注 2）割引普通回数乗車券用の学割証を発行したときは、記事欄に「回数」と記入する。

- 3 学割証出納簿及び学割証発行台帳は、発行年度ごとに整備し、各課程の修業年限を経過した翌年度末まで保管するものとする。

（学割証の保管）

第 13 条 指定学校の代表者は、学割証の保管に当つては、施錠できる箇所に保管する等の方法により、紛失・盗難等の事故の起らないように努めなければならない。

(通学証明書の交付)

第 14 条 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児に対する旅客規則第 36 条第 1 項に規定する通学証明書の交付は、学校の代表者が行うものとする。

2 所管通学証明書は、指定学校の代表者が作製するものとする。

(通学証明書の発行方)

第 15 条 指定学校の代表者は、通学証明書を学生・生徒・児童又は幼児に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、通学証明書発行台帳に対して契印を押したうえ、交付するものとする。

- (1) 発行番号
- (2) 学校種別又は指定番号
- (3) 区分
- (4) 氏名及び年齢
- (5) 住所
- (6) 部科及び学年
- (7) 通学区間
- (8) 通学定期乗車券の有効期間
- (9) 証明書番号
- (10) 卒業予定年月日
- (11) 発行年月日
- (12) 学校所在地
- (13) 学校名
- (14) 学校代表者氏名

2 前項第 3 号に規定する区分の記入は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合、第 1 号から第 3 号までのものにあつては、赤書きするものとする。

- (1) 旅客規則第 38 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する生徒又は児童に対するもの 「義務課程」
- (2) 旅客規則第 38 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する生徒又は学生に対するもの 「高等課程」
- (3) 旅客規則第 38 条第 1 項第 5 号に規定する訓練生に対するもの 「普通職業訓練」
- (4) 前各号以外のものに対するものにあつては、横にまつ線を引く。

3 卒業する予定の学生・生徒・児童又は幼児に対する通学証明書及び旅客規則第 38 条第 1 項第 4 号に規定する割引の通学定期乗車券を発売する高等専門学校第 3 学年の学生に対する通学証明書の交付は、当該学年の終期まで行うことができる。ただし、学年の終期前に発行する通学証明書の有効期間が学年の終期をこえるものにあつては、その卒業予定年月日欄に学年の終期を赤書きしなければならない。

4 第 17 条の規定による実習のために交付する通学証明書は、欄外左方上部に「実習」と赤書きするものとする。

5 指定学校の夏期・冬期の休暇その他の長期休暇後に使用する通学証明書は、次の各号により、これを当該休暇前又は休暇中に発行することができる。

- (1) 発行年月日は所定によつて記入し、発行年月日欄の右方余白に「何月何日から有効」の例により、有効開始日を赤書きして学校代表者の職印を押す。
- (2) 有効期間は、発行年月日から2箇月以内の日とする。
- 6 卒業する予定の学生・生徒・児童又は幼児及び高等専門学校第3学年の学生に交付する通学証明書の通学定期乗車券の有効期間は、学年の終期以後1箇月をこえるものを記入しないものとする。
- 7 通信による教育を行う学校の学生又は生徒に交付する通学証明書は、面接授業期間又は試験期間に有効なものに限るものとし、通学証明書の通学定期乗車券の有効期間は、面接授業期間又は試験期間の終期以後1箇月をこえるものを記入しないものとする。ただし、通信による教育を行う学校のうち、放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生に対しては、通学証明書を交付しない。
- 8 第11条第3項及び第6項の規定は、通学証明書の発行方について準用する。

（通学証明書発行台帳の整備）

第16条 指定学校の代表者は、通学証明書の交付については、通学証明書発行台帳を備えつけ、交付の状況を常に明らかにしておかなければならない。この場合、旅客規則第38条第1項の規定による「義務課程」、「高等課程」又は「普通職業訓練」と赤書きして記入する通学証明書を発行するときは、その他用のものと別に通学証明書発行台帳を備えつけておくものとする。

2 通学証明書発行台帳の書式は、次の通りとする。

発行 年月日	番号	使 用 者					契印	記事
		部科学年	氏 名	住 所	区 間	有効期間		
				以下略				

（注）実習用の通学証明書を発行したときは、記事欄に「実習」と赤書きする。

3 通学証明書発行台帳は、発行年度ごとに整備し、各課程の修業年限を経過した翌年度末まで保管するものとする。

（実習用定期乗車券の発売についての取扱い）

第17条 指定学校の代表者は、学生、生徒又は訓練生に学習単位を習得させるため、在籍校所在地と異なる場所にある実習場に通わせる場合は、次の各号に掲げる事項を記載した実習用通学定期乗車券発売申請書を、実習先もより駅の駅長を経由して、所管の旅客鉄道会社に提出し、通学定期乗車券の購入について承諾を受けることができるものとする。ただし、学生、生徒又は訓練生が、当該実習に対する賃金、報酬、謝礼金その他金銭を受領する場合及び交通費に相当する手当の支給を受ける場合を除く。

- (1) 実習を必要とする事由
- (2) 学習科目及び指導教員の氏名
- (3) 実習先の所在地及び名称
- (4) 実習期間

(5) 実習先もより駅

(6) 実習のため通学する学生、生徒又は訓練生の部科・学年・氏名・年齢及び現住所

(証明書の交付)

第 18 条 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児に対する旅客規則第 170 条第 1 項に規定する証明書の交付は、学校の代表者が行うものとする。

2 旅客規則第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書は、指定部科以外の学生・生徒、通信による教育を行う高等学校の生徒及び放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号）第 4 条の規定により設置された大学の学生に対して交付しないものとする。

3 証明書は、指定学校の代表者が作製するものとする。

(証明書の発行方)

第 19 条 指定学校の代表者は、証明書を学生・生徒・児童又は幼児に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、証明書発行台帳に対して契印を押したうえ、交付するものとする。

(1) 番号

(2) 学校種別又は指定番号

(3) 区分。ただし、旅客規則第 38 条第 1 項に規定する学生、生徒、児童又は訓練生に対して交付する通学定期乗車券購入兼用の証明書に限る。

(4) 部科及び学年

(5) 氏名・年齢及び生年月日

(6) 住所

(7) 発行年月日

(8) 学校所在地

(9) 学校名

(10) 学校代表者氏名

(11) 卒業予定年月日。ただし、通学定期乗車券購入兼用の証明書に限る。

2 指定学校の代表者は、証明書を交付した後記載事項に異動を生じたときは、直ちに訂正し、常に正しいものを携帯させるものとする。

3 指定学校の代表者は、学生・生徒・児童又は幼児に新たな証明書を交付したときは、旧証明書を回収し、学生・生徒・児童又は幼児が卒業・退学等によつて学籍を失つたときは、直ちに証明書を回収するものとする。

4 第 11 条第 3 項、第 4 項及び第 6 項並びに第 15 条第 2 項の規定は、証明書の発行方について準用する。

(証明書発行台帳の整備)

第 20 条 指定学校の代表者は、証明書の交付については、旅客規則第 170 条第 1 項第 1 号の一般用と同条同項第 2 号の通学定期乗車券購入兼用との別に証明書発行台帳を備えつけ、交付の状況を常に明らかにしておかなければならない。

2 証明書発行台帳の書式は、次の通りとする。

発行 年月日	証明書 番号	部 科 学 年	氏 名	住 所	契 印	記 事
			以下略			

(注) 書き損じた証明書を廃紙とした場合は、記事欄にその旨を記入する。

3 証明書発行台帳は、発行年度ごとに整備し、各課程の修業年限を経過した翌年度末まで保管するものとする。

第3章 指定救護施設

(指定救護施設の定義)

第21条 この規則において「指定救護施設」とは、次の各号の1に該当する施設で、当社の指定を受けたものをいう。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に規定する児童相談所附設の一時保護所並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する救護施設・施療施設及び宿泊提供施設。ただし次に指定する授産施設を除く。

イ 社会福祉法第2条第2項第1号の規定による施設のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する授産施設

ロ 社会福祉法第2条第2項第3号の規定による施設のうち、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター及び老人福祉センター

(2) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所

(3) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所

(指定救護施設としての指定条件)

第22条 指定救護施設としての指定は、次の各号の条件を具備し、当社が適当と認めたものについて行う。

(1) 都道府県立又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）立の施設にあつては、設立の告示を示したものであること。

(2) 市町村立（指定都市立を除く。）又は私立の施設にあつては、都道府県を経由して、監督庁の証明を受け、都道府県知事が認可したものであること。

(3) 前条第1号に規定する救護施設にあつては、収容定員が20人以上となつていること。

(指定の申請)

第23条 第21条各号に規定する指定救護施設として指定を受けようとする場合は、その施設の代表者は、次の各号に掲げる事項を記載した指定申請書を、監督庁を経由し、当該施設を管轄する都道府県の都道府県庁所在地もより駅を所管する旅客鉄道会社（以下第26条までにおいて「所管の旅客

鉄道会社」という。)に提出するものとする。

- (1) 施設の種別
- (2) 準拠法令
- (3) 施設の名称
- (4) 設立年月日
- (5) 所在地及びもより駅
- (6) 収容定員及び収容現在員数
- (7) 職員数

(指定)

第 24 条 当社は、前条の規定による指定の申請があつた場合は、これを審査し、指定を適当と認めるものについては、指定救護施設として指定し、当該施設の長にその旨を通知する。

2 前項の規定による通知は、第 21 条第 1 号の施設については、当該施設が都道府県立のものであるときは都道府県知事、市町村立又は私立のものであるときは関係都道府県知事（指定都市立のものにあつては、市長）を経由して当該施設の代表者に、同条第 2 号の施設については、法務省矯正局長、同条第 3 号の施設については、法務省保護局長に対して行う。

(指定変更の申請)

第 25 条 指定救護施設の代表者は、施設名・所在地及びもより駅の変更等その指定の内容に変更を生じたときは、次の各号に掲げる事項を記載した指定変更願に変更の告示又は認可書の写をそえて、速やかに所管の旅客鉄道会社に提出するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 施設の名称
- (3) 変更年月日
- (4) 変更内容

(廃止の届出)

第 26 条 指定救護施設を廃止するときは、当該施設の代表者は、廃止の年月日及び事由を記載した廃止届を、所管の旅客鉄道会社に提出するものとする。

(被救護者割引証の交付)

第 27 条 被救護者及びその付添人に対する旅客規則第 31 条に規定する被救護者旅客運賃割引証（以下「被救護者割引証」という。）の交付は、救護施設の代表者が行うものとする。ただし、被救護者の旅行が営利を目的とするものであるときは、その交付をしてはならない。

(被救護者割引証の発行方)

第 28 条 指定救護施設の代表者は、被救護者割引証を被救護者又はその付添人に対して交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して、職印を押し、被救護者割引証発行台帳に対して契印を押したうえ、交付するものとする。

- (1) 発行番号
- (2) 指定番号
- (3) 乗車区間
- (4) 乗車券の種類
- (5) 旅行証明書番号
- (6) 被救護者の氏名及び年齢
- (7) 付添人の氏名及び年齢
- (8) 有効期限
- (9) 発行年月日
- (10) 施設所在地
- (11) 施設名
- (12) 施設代表者氏名

2 被救護者割引証の発行者が記入する事項は、誤って記入した事項に限り、その箇所に発行者の職印を押して訂正することができる。

(被救護者割引証出納簿及び被救護者割引証発行台帳の整備)

第 29 条 指定救護施設の代表者は、被救護者割引証の出納及び交付については、被救護者割引証出納簿及び被救護者割引証発行台帳を備えつけ、出納及び交付の状況を常に明らかにしておかなければならない。

2 被救護者割引証出納簿及び被救護者割引証発行台帳の書式は、次の通りとする。

(1) 被救護者割引証出納簿

年月日	受入れ	払出し	残存枚数	取扱者印	代表者印	記 事
			以下略			

(注 1) 被救護者割引証の配付を受けたときは、年月日欄に受入れ年月日を、受入れ欄に受入れ枚数を記入する。

(注 2) 払出し欄には、月末日にその月の被救護者割引証の発行及び廃紙の総枚数を記入して、残存枚数と保管中の枚数との一致を確認する。この場合、年月日欄には月末整理日を記入し、記事欄には廃紙とした場合に「何月分内廃紙何枚」と記入する。

(2) 被救護者割引証発行台帳

発 行 年月日	割引証 番 号	使 用 者		契 印	記 事
		被救護者氏名	付添人氏名		
			以下略		

(注) 書き損じた被救護者割引証を廃紙とした場合は、記事欄にその旨を記入する。

3 被救護者割引証出納簿及び被救護者割引証発行台帳は、発行年度ごとに整備し、発行年度の翌年度末まで保管するものとする。

(被救護者割引証の保管)

第 30 条 指定救護施設の代表者は、被救護者割引証の保管に当つては、施錠できる箇所に保管する等の方法により、紛失・盗難等の事故の起らないように努めなければならない。

(旅行証明書の交付)

第 31 条 指定救護施設の被救護者又はその付添人に対する旅客規則第 171 条第 2 項に規定する旅行証明書の交付は、救護施設の代表者が行うものとする。

2 旅行証明書は、救護施設の代表者が作製するものとする。

(旅行証明書の発行方)

第 32 条 指定救護施設の代表者は、旅行証明書を被救護者又はその付添人に交付するときは、次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、旅行証明書発行台帳に対して契印を押したうえ、交付するものとする。

- (1) 番号
- (2) 指定番号
- (3) 被救護者（付添人）の氏名及び年齢
- (4) 乗車区間
- (5) 発行年月日
- (6) 所在地
- (7) 施設名
- (8) 施設代表者氏名

2 第 28 条第 2 項の規定は、旅行証明書の発行方について準用する。

(旅行証明書発行台帳の整備)

第 33 条 指定救護施設の代表者は、旅行証明書の交付については、旅行証明書発行台帳を備えつけ、交付の状況を常に明らかにしておかなければならない。

2 旅行証明書発行台帳の書式は、次の通りとする。

発 行 年 月 日	旅行証明書 番 号	被救護者 氏 名	付 添 人 氏 名	契 印	記 事
			以下略		

(注) 書き損じた旅行証明書を廃紙とした場合は、記事欄にその旨を記入する。

3 旅行証明書発行台帳は、発行年度ごとに整備し、発行年度の翌年度末まで保管するものとする。

第4章 証明書類の発行調の提出及び発行監査

(学生・生徒数並びに学割証及び通学証明書発行枚数調の提出)

第34条 第2条第1項第2号から第5号までの規定による指定学校の代表者は、在籍する学生・生徒数並びに学割証及び通学証明書の発行枚数を、指定部科別・月別に区分して調査した書類を、次により所管の旅客鉄道会社に提出するものとする。

4月1日から9月30日までのもの 11月30日まで
10月1日から翌年3月31日までのもの 5月31日まで

(旅客運賃割引証・通学証明書等の発行の監査)

第35条 当社は、必要に応じて、旅客運賃割引証、通学証明書及び証明書の出納又は発行の適否・所定の者以外の者に対する発行の有無その他正規に反する取扱いの有無等について、監査を行うことがある。

(旅客運賃割引証・通学証明書等の不正発行等に対する取扱い)

第36条 旅客規則第29条及び同第31条の規定による旅客運賃割引証並びに旅客規則第36条の規定による通学証明書又は旅客規則第170条の規定による証明書を、発行者が使用資格者以外の者若しくは旅客規則第24条の規定により割引乗車券類の発売を停止された者に対して発行したとき又はその他正規に反する取扱いを認めたときは、当社はその学校又は施設に対して次の各号に定める措置を行うことがある。

- (1) 当該学校が第2条第1項第1号本文に規定する学校の場合は、当社が定める相当の期間、指定学校として取り扱わない。
- (2) 当該学校又は施設が、第5条第1項本文又は第24条第1項の規定により、当社の指定を受けた学校又は施設である場合は、この指定を取り消すことがある。
- (3) 前各号によるほか、当該学校又は施設に対して、旅客規則第264条及び同第265条の規定により収受する旅客運賃及び増運賃を収受することがある。